

所得基準額表〔さくら市・斎藤奨学資金奨学生用〕

◎出願資格に、「本人の属する世帯の前年度の認定所得金額が収入基準額以下」とありますが、この収入基準額とは、栃木県育英会に準じており、下記表１の収入基準額以下であることが条件となります。

※「認定所得金額」とは？

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額）から表２の特別控除額を差し引いた金額のことである。

大学等進学（在学）者

表１ 収入基準額表

世帯人員	収入基準額（円）
１人	2,860,000
２人	4,550,000
３人	5,270,000
４人	5,720,000
５人	6,170,000
６人	6,500,000
７人	6,770,000
７人を超える場合	人員が１人増すごとに 270,000 円を、世帯人員 7 人の収入基準額（6,770,000 円）に加算

表２ 特別控除額表

控 除 の 事 由			特 別 控 除 額				
①母子・父子世帯の場合			9 9 万円				
②就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生 1 人につき)			区 分		自宅通学	自宅外通学	
			小 学 校		3 1 万円		
			中 学 校		4 6 万円		
			高 等 学 校		国・公立	3 9 万円	6 9 万円
					私 立	8 8 万円	1 1 8 万円
			高等 専門 学校	国・公立	1～3 年次	3 9 万円	6 9 万円
					4・5 年次	4 3 万円	7 2 万円
				私 立	1～3 年次	8 8 万円	1 1 8 万円
					4・5 年次	8 7 万円	1 1 6 万円

	大 学		国・公立	7 4 万円	1 2 1 万円
			私 立	1 3 3 万円	1 8 0 万円
	専修 学校	高等 課程	国・公立	3 9 万円	6 9 万円
			私 立	8 8 万円	1 1 8 万円
		専門 課程	国・公立	3 6 万円	8 1 万円
			私 立	1 0 2 万円	1 4 7 万円
③障害者のいる世帯の場合			障害者 1 人につき 9 9 万円		
④長期療養者のいる世帯の場合			療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額		
⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合			別居のため特別に支出している金額。ただし、7 1 万円を限度とする。		
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合			日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額		
⑦本人を対象とする控除			7 4 万円		

注) 1 控除の事由に 2 つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人分の控除については⑦を適用し、②には含めません。

3 就学者控除の特例

子ども（就学者、就学前の子）が 2 人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額に 5 0 万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

（例）子ども 3 人の場合 → $[(3 \text{ 人} - 2 \text{ 人}) \times 1 2 4 \text{ 万円}] = 1 2 4 \text{ 万円の控除}$

◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≥ ②	（A）の表を適用
家計支持者②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
2 6 7 万円以下	0 円
2 6 8 万円以上 4 0 0 万円以下	収入金額×0. 8－2 1 4 万円
4 0 1 万円以上 7 8 1 万円以下	収入金額×0. 7－1 7 4 万円
7 8 2 万円以上	収入金額－4 0 8 万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
6 5 万円以下	0 円
6 6 万円以上 1 6 3 万円以下	収入金額－6 5 万円
1 6 4 万円以上 1 8 0 万円以下	収入金額×0. 6
1 8 1 万円以上 3 6 0 万円以下	収入金額×0. 7－1 8 万円
3 6 1 万円以上 6 6 0 万円以下	収入金額×0. 8－5 4 万円
6 6 1 万円以上 1, 0 0 0 万円以下	収入金額×0. 9－1 2 0 万円
1, 0 0 1 万円以上 1, 5 0 0 万円以下	収入金額×0. 9 5－1 7 0 万円
1, 5 0 1 万円以上	収入金額－2 4 5 万円

◎認定所得金額の計算式

・給与所得の場合

認定所得金額＝「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額

－表 2 の控除額

（収入金額及び所得額は、1 万円未満を切捨てて計算します。）

・給与所得以外の場合

認定所得金額＝ 収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額

－表 2 の控除額

高校等進学（在学）者

表 1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額（円）
1 人	2, 120, 000
2 人	3, 800, 000
3 人	4, 730, 000
4 人	5, 150, 000
5 人	5, 700, 000
6 人	6, 080, 000
7 人	6, 350, 000
7 人を超える る場合	人員が 1 人増すごとに 250, 000 円を、世帯人員 7 人の収入基準額（6, 350, 000 円）に加算

表 2 特別控除額表

控 除 の 事 由	特 別 控 除 額				
①母子・父子世帯の場合	9 9 万円				
②就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生 1 人につき)	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		3 1 万円		
	中 学 校		4 6 万円		
	高 等 学 校		国・公立	3 9 万円	6 9 万円
			私 立	8 8 万円	1 1 8 万円
	高等 専門 学校	国・公立	1～3 年次	3 9 万円	6 9 万円
			4・5 年次	4 3 万円	7 2 万円
		私 立	1～3 年次	8 8 万円	1 1 8 万円
			4・5 年次	8 7 万円	1 1 6 万円
	大 学		国・公立	7 4 万円	1 2 1 万円
			私 立	1 3 3 万円	1 8 0 万円
	専修 学校	高等 課程	国・公立	3 9 万円	6 9 万円
			私 立	8 8 万円	1 1 8 万円
		専門 課程	国・公立	3 6 万円	8 1 万円
			私 立	1 0 2 万円	1 4 7 万円
③障害者のいる世帯の場合	障害者 1 人につき 9 9 万円				
④長期療養者のいる世帯の場合	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤主たる家計支持者が別居して いる世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし、7 1 万円を 限度とする。				

⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額
⑦本人を対象とする控除	39万円

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人分の控除については⑦を適用し、②には含めません。

3 就学者控除の特例

子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

（例）子ども3人の場合 → $[(3人 - 2人) \times 89万円] = 89万円の控除$

◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≥ ②	（A）の表を適用
家計支持者②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額 $\times$ 0.8 - 214万円
401万円以上781万円以下	収入金額 $\times$ 0.7 - 174万円
782万円以上	収入金額 - 408万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額－65万円
164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	収入金額×0.7－18万円
361万円以上660万円以下	収入金額×0.8－54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9－120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95－170万円
1,501万円以上	収入金額－245万円

◎認定所得金額の計算式

・給与所得の場合

認定所得金額＝「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額

－表2の控除額

（収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算します。）

・給与所得以外の場合

認定所得金額＝収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額

－表2の控除額